

令和5年 No.3

○東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

令和6年度からの大学院教育学研究科のサブプログラム名変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年1月11日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年1月12日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和5年規程第2号

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院教育学研究科規程（平成8年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：令和6年度からの大学院教育学研究科のサブプログラム名変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
(履修上のプログラム等)			(履修上のプログラム等)		
第5条 教育学研究科における多様で、高度な専門的な学びを可能とするため、専攻に次表のとおり履修上のプログラム及びサブプログラムを開設する。			第5条 教育学研究科における多様で、高度な専門的な学びを可能とするため、専攻に次表のとおり履修上のプログラム及びサブプログラムを開設する。		
専攻	プログラム	サブプログラム	専攻	プログラム	サブプログラム
教育実践専門職高度化	〔省略〕		教育実践専門職高度化	〔省略〕	
	教育プロジェクト	学校教育課題		教育プロジェクト	学校教育課題
		<u>国際理解・外国人児童生徒教育</u>			<u>国際理解・多文化共生教育</u>
		環境教育			環境教育
〔省略〕		〔省略〕			
〔省略〕			〔省略〕		
<u>附 則</u>					
1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。					
2 この規程による改正後の第5条の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前に入学した者については、なお従前の例による。					